

## 反社会的勢力ではないこと等に関する確認事項

1 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦その他前各号に準ずる者

2 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等を利用する関係
- ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴所の信用を毀損し、又は貴所の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。

①下請け又は再委託先業者が前第1項及び第2項に該当せず、将来においても前第1項、第2項及び第3項に該当しないこと。

②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

5 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴所に報告し、貴所の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。

6 私〔当社〕は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで会員加入・資格が解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私〔当社〕の責任とすることを表明、確約いたします。